

平成 12 年 4 月 20 日
衆議院憲法調査会

憲法制定とその後

神戸大学大学院法学研究科教授 五百旗頭真

はじめに

I. 憲法制定をめぐる経緯——第9条を中心に

1. マッカーサー・ノート…侵略と自衛双方を明確に否認 (1946. 2/3)
2. ケーディス修正…自衛を容認 (2/8?) 「憲法全体の持続性のため」
3. マッカーサー草案の提示 (2/13) から、日本政府の受諾 (2/22) まで
4. 芦田修正…ケーディス修正をより明確化

その説明の変化 (平和憲法フィーバーと GHQ 意思の誤認)

5. 極東委員会の文民条項要求

6. 外交としての改憲

- ・国家生存のための外交 最低限の国際的信認
- ・顯教（徹底した平和主義）と密教（自衛は可）

II. 経緯の意味するもの

1. 日本政府が自由意思によって定めた憲法ではない。
 - (1) 最高権力が SCAP (連合国最高司令官) にある占領下
 - (2) GHQ は内容をも準備し、日本政府案を斥けて強要。
2. だからといって、現憲法は違法・無効ではない。
 - (1) SCAP は最高権力を戦勝を背景にポツダム宣言受諾という「合意」によって獲得 (cf ハーグ陸戦法規第43条)
 - (2) ポツダム宣言第10項により日本政府は民主化のあらゆる障害を除去することに同意済み

(3) それでも日本政府は内閣総辞職等により抵抗することはできたが、天皇制の存続・日本政府の存続という絶対的必要についての保障を得るため、マッカーサー草案を基本的に受諾し、国内手続をとった。

3. 問題の中心は、日本国民の意思にある——この憲法を望むか。

- (1) 当時の日本政府にとって、現憲法は、天皇制と国家存立を守り、戦後世界へ船出するための「代償」であった。
 - (2) 当時の日本国民は、象徴天皇制・平和条項・民主化につき、圧倒的支持を与えた。
 - (3) 占領終結後も、憲法への国民の支持は変わらず、定着。この憲法の下で戦後日本は復興し、先進社会の一つに発展した。
4. 異端としての改憲論と正統としての改憲論

III. 冷戦終結後の変化

1. 湾岸危機の衝撃 侵略・自衛、そして国際安全保障
2. カンボジアPKO の成功
3. 北朝鮮の核・ミサイルをはじめ、あいつぐ内外の危機
自助努力拡大の不可避
4. 自助努力、同盟友好、国際システム

おわりに